

TRETAS GREEN HALL / GREEN STUDIO使用規約

本使用規約(以下、「本規約」といいます)は、福井放送株式会社(以下、「運営者」といいます)が、管理・運営する施設「TRETAS GREEN HALL/GREEN STUDIO」(以下、「当施設」といいます)の使用について定めるものです。

本規約の内容を十分にご理解の上、遵守いただき、当施設を使用ください。

第1条 営業日と予約受付開始時期

(1)予約可能な営業日は、建物の休館日(年末年始12/30～1/3)を除き、年中無休です。但し、放送・施設・設備の点検等のため、臨時休館する場合があります。

(2)予約受付は、使用希望日の1年前の月の初日に開始します。ホール受付は「インターネット予約サイト」、スタジオ受付は「電話」にて承ります。

第2条 予約申込

(1)当施設のご使用者(以下、「使用者」といいます)は、お問合せ際、使用目的・内容等を明示してください。使用の目的・内容等により、運営者判断で予約をお断りする場合があります。また、契約成立後であっても、以下の項目に該当する場合は、使用をお断りします。(この場合、既定のキャンセル料を申し受けます)

- ・公序良俗に反する、又は、近隣施設へ及ぼす影響が過大であると判断される場合
- ・暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、又は、関係者、その他、反社会的勢力構成員による施設使用の場合
- ・発火物、爆発物、危険物の持込、又は、会場設備に破損・汚損の恐れがある場合
- ・騒音、振動、臭気を発生し、周囲に迷惑を及ぼす恐れがある場合
- ・上記以外で、使用の目的・内容に変更があり、その目的・内容について当施設が不適當であると判断した場合

※予約後、あるいは使用中に上記事実が判明した場合には、その時点で使用をお断りします。

また、上記理由による使用の取消し、又は中止に伴う損害・責任等については、使用者にて負担頂きます。

(2)運営者より予約可能な日時・施設の案内を差し上げてから、7日間を予約期間といたします。予約期間内に使用契約締結の意思表示がない場合、予約は無効となります。

(3)予約期間内に、使用者は、使用契約締結意思の有無を運営者まで連絡ください。連絡後、運営者より使用時間と使用可能施設等を記載した「使用申込書」をメールにて送付いたします。なお、使用時間は、設営・準備から使用者が設置した全物品の撤去を含む原状回復作業完了など、入室から退室までの一切の時間を含みます。

(4)使用者は、前述の「使用申込書」の内容を確認後、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにて返信ください。

(5)施設の連続使用は、1行事5日間が限度です。但し、運営者が必要と認めた場合は、その限りではありません。

(6)原則、使用者は、使用契約上の地位・権利を第三者に譲渡、もしくは転貸することはできません。

第3条 使用料金と支払い

(1)使用料金は、運営者が定めた料金表に基づきます。

(2)使用申込書受理後、運営者より予約金(会場使用料金の全額)の請求書をメールにて送付いたします。使用者は15日以内に、運営者の指定口座へ支払ください。なお、使用開始日より15日前未満の場合は、使用開始日の前日(当該日が金融機関休業日の場合は直前の営業日)までに支払ください。予約金の振込みの確認をもって使用契約成立とします。

(3)前述の期日までに支払いが運営者にて確認できない場合は、使用契約のキャンセルが成立したものと見なします。

(4)ご予約金を除いた残額(備品、電気、ガス、水道等)は、使用后15日以内に運営者の指定口座へ支払ください。

(5)振込にかかる振込手数料・送金手数料・円為替取扱手数料等(以下、「振込手数料等」といいます)と、使用料金等にかかる消費税は、使用者にて負担ください。また、円建てにて支払ください。

第4条 使用者による使用契約のキャンセル

(1)使用契約成立以降、キャンセルの意思がある場合、使用者は、運営者へ連絡ください。運営者より「解約・変更申込書」を、メールにて送付いたします。

(2)使用者は、前述の「解約・変更申込書」の内容を確認後、必要事項を記入の上、メールまたはFAXにて返信ください。運営者の「解約・変更申込書」の受理をもちまして、使用契約のキャンセル成立とします。

(3)使用契約のキャンセルが成立した日に応じ、以下のキャンセル料を申し受けます。

- ・使用日の91日前までの場合(会場使用料金の50%)
- ・使用日の90日前から61日前までの場合(会場使用料金の75%)
- ・使用日の60日前から1日前までの場合(会場使用料金の全額)

(4)使用日当日については、使用の有無を問わず、使用されたものとみなします。

(5)使用契約成立後の会場変更・縮小や、日時変更・短縮の場合も、前述の定めに従いキャンセル料が発生いたします。

(6)機材・備品、飲食、人員などの手配を申込後にキャンセルされた場合、内容に応じたキャンセル料を申し受けます。

第5条 使用契約の解除、使用の停止

- (1)以下の項目に該当する場合、使用契約成立後であっても、使用契約の解除、又は、使用の停止をいたします。
- ・天災地変などの不可抗力、その他運営者の責任に帰すことができない事由により当施設のご使用が不可能な場合
 - ・当施設の運営上、止むを得ない事由が生じた場合
 - ・官公庁の命令、その他の事由が生じた場合

(2)前(1)の場合、使用者は未払いの使用料金の支払いを要さず、運営者は使用者が支払った使用料金を返還します。ただし、使用契約の解除、又は、使用停止に伴う使用者のあらゆる損害等については、理由の如何を問わず、一切補償いたしません。あわせて、参加者など第三者との紛議が生じた場合は、使用者自らの責任と費用にて処理解決してください。

第6条 反社会的勢力等の排除

(1)使用者は、運営者に対して、現在または将来に渡って、以下の事項を表明し、保証します。

- 使用者が、以下に定義する反社会的勢力又は使用者非適格者に該当するような団体等ではないことであるという事実、又は、反社会的勢力の影響下にあるという事実は存在しないこと。
 - 「反社会的勢力の定義」
 - ・暴力団
 - ・暴力団員暴力団準構成員
 - ・暴力団関係企業
 - ・総会屋等

- ・社会運動等標ぼうゴロ
- ・特殊知能暴力集団
- ・人を威圧し、又は、その私生活、若しくは業務の平穩を害するような言動により、人を困惑させる合理的かつ客観的なおそれのある者、及びこれらのために、本施設を使用しようとする者、暴力的な行為を行なった者、又は、団体
- ・その他、これらに準ずる者

- 「使用者非適格者の定義」
- ・公序良俗に反する団体又は、その関係先、及び著しく信用に欠けると判断される行為を行う団体、又は、その関係者
- ・集团的、又は、常習的に暴力的行為、その他の違法行為(犯罪行為を含む)等を行い、又は、行うことを助長する恐れのある団体に属している者、及び、これらの者と取引のある者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体若しくはかかる団体に属している(若しくは属していた)者、及び、これらの者と取引のある者、又は、かかる団体の構成員の影響下にある(若しくは影響下にあった)者、若しくは、これらの者と取引のある者
- ・風俗営業等の規制、及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に定義される風俗営業、又は、同条第5項に定義される性風俗関連特殊営業、その他、これに類する業を行う者、及び、これらの営業のために本件建物を使用しようとする者
- ・組織的な犯罪の処罰、及び犯罪収益の規制等に関する法律に定める犯罪収益等隠匿及び犯罪収益等収受を行い、又は行っている疑いのある者、及び、これらの者と取引のある者
- ・貸金業法第24条第3項に定義される取立て制限者、又は、これらに類する者
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員、又は、これらの関連者

②使用者は、当施設の使用に関し、反社会的勢力との間で資金の授受を行なったことがないこと。

(2)使用者が、前(1)の表明・保証した事項に関し、そのいずれであれ、また、その一部であれ、誤りがあり、又は、不正確であったことが判明した場合には、及び、この表明・保証が虚偽の申告であることが判明した場合には、直ちに運営者に対しその旨、書面により通知するものとし、誤りがあり、又は、不正確であったことにより生じた運営者の損害等を、速やかに賠償ないし、保証するものとします。

(3)運営者は、以下の各号に定める事由のいずれかが発生した場合、使用者に対して催告なしで使用契約を解除することができます。なお、この場合において運営者が発する通知は、使用者の運営者に対する直近の届出住所に通知を発送することにより、通常到達すべき時に到達したものとします。本条による解除の場合には、解除によって生じた損害等について、運営者は一切の責任を負わないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切、使用者の責任とすることを表明、保証します。また、運営者が受領済みの使用料金を使用者に対し一切返還せず、使用料金総額の全額を取得することに同意し、万一、使用料金の未払いがあるときは、運営者に対し、未払い額の全額を使用契約解除の日から3日以内に支払うことを確約します。

- 本使用規約第6項1号に基づく表明及び保証が虚偽判明し、当施設の運営が著しく困難になったと運営者が合理的に認めた場合。
- 当施設の利用者が、反社会的勢力又は利用者非適格者であると運営者が合理的に判断した場合において、運営者が期限を定めて、これらの者との関係の解消を使用者に要請したにも拘わらず、使用者が関係解消のために必要とされる措置を当該期限までに行わない場合。
- 当施設の利用者が反社会的勢力又は利用者非適格者であることが判明した場合。

第7条 使用者の責務

(1)使用者は、常に善良な管理者の注意をもって当施設を使用してください。

(2)使用者は、使用日の前に、プログラムや会場設営、使用備品、搬出入計画、来場者誘導など催事運営について運営者と打合せの上、運営者の指示に従ってください。

(3)使用者の責任担当者は、使用期間中、当施設に必ず常駐し、事前準備、来場者誘導や受付、警備、催事終了後の原状回復など、催事の運営は、使用者の責任のもと行ってください。人身事故や物品盗難・破損事故などが起きないよう、常に万全の配慮を講じてください。万が一、上述の事故などが発生した場合は、運営者は一切の責任を負いません。

(4)使用者は、使用期間中、運営者より指示があった場合は、それに従ってください。また、運営者が当施設の維持、保安及び管理などのため、使用中にいつでも当施設の適宜の場所に立ち入り、必要な措置を講じることを認め、この場合、運営者に協力してください。

(5)使用者は、催事終了後、自らの責任で、速やかに搬出、撤去、清掃など原状回復作業を実施し、ゴミはすべて持ち帰りの上、使用契約の時間内に退出してください。原状回復終了後、運営者の立会いのもと、状況確認をしてください。また、宅急便等の発送がある場合、使用者は、荷物の性質、重量、容積等に応じて、運送に適するように荷造りをしなければなりません。荷物の荷造りが運送に適さないときは、使用者は自らの責任で必要な荷造りを行ってください。なお、使用契約の時間内に原状回復作業等が終了しない場合、超過時間料金が発生します。それに伴い、運営者が損害を被った場合は、賠償いただけます。

(6)使用者は、不測の事態に備え、あらかじめ非常口、消火設備、避難方法などを確認の上、使用者の関係者及び来場者などに対して周知してください。地震、火災、その他の非常事態が生じた場合、運営者の指示に従ってください。また、関係諸官庁からの指示があった場合は、使用者は自らの責任で、これに従い対処してください。

(7)使用者は、必要に応じて、自らの責任と費用にて損害賠償保険や傷害保険などに加入してください。

(8)上述の事項に違反、または、その他、運営者の指示した事項に従わないと運営者が判断した時点で、「第2条、ご予約申込」(1)と同様の取り扱いとなります。

(9)当施設内、および建物敷地内において犬猫等のペット類を持ち込むことは固くお断りします。(盲導犬などを除く)

第8条 機材・備品の使用

(1)使用者は、「使用申込書」記載の使用可能施設に付帯する機材・備品を使用できます。この場合、使用料金は運営者が定めた料金表に基づきます。なお、機材・備品等は、在庫に限りがありますので、使用できない場合もあります。

(2)使用者は「第7条、使用者の責務」(2)同様、使用希望の機材・備品を使用の前に運営者と打合せの上、運営者の指示に従って使用ください。使用者が依頼した外部業者など第三者が使用する場合も同様といたします。

(3)当施設の機材・備品の故障等により、使用者の目的が達成されない場合であっても、当該機材・備品の使用料金の返還以上の損失補償はしません。

(4)使用者が機材・備品を持ち込む場合、事前に運営者へ連絡ください。大容量の電気、又はガス供給を必要とする持ち込み機材については、性能等により使用をお断りさせていただく場合があります。

第9条 搬出入・工事等に関する注意事項

(1)当施設への搬入出物(宅配便を含む)がある場合、使用者は事前に運営者へご相談ください。搬入出の時間や経路、養生の有無など、運営者の指示に従ってください。なお、建物の構造体に影響を及ぼすおそれのある重量物を搬入、又は設置することはできません。近隣の迷惑となる周辺道路等への路上駐車や違法駐車等は、お断りさせていただきます。当施設において、事故・盗難被害にあった場合、一切責任は負いかねます。

(2)当施設内にて装飾等の施工が必要な場合、使用者は、事前に運営者へご相談の上、施工内容が記載された書面(施工図面、仕込図面など)を提出ください。なお、「使用申込書」記載の使用可能施設内でのみ実施してください。外部に面する窓ガラスの内外面、外壁面、出入口扉、シャッター、その他に、看板、広告、宣伝、商業文書又は標識掲示物の設置等、建物の外観を変更する行為はできません。施工時に建物敷地内や近隣に対して迷惑を及ぼす騒音、振動、異臭等を伴う場合、

運営者の判断にて、施工時間の制限や施工中止を指示しますので、それに従ってください。なお、それに伴い、費用が新たに発生した場合は、使用者負担となります。
(3)当施設内における、電気、ガス、給排水、臨時電話(通信用の光ファイバー等を含む)の各工事が必要な場合、使用者は、事前に運営者へご相談ください。運営者と相談して決定した工事内容を、使用者の責任と費用負担で実施し、免許・資格が必要な作業が発生する場合は、運営者は使用者へ当該免許・資格証などの提出を求めることができますものとします。

第10条 使用者の損害賠償責任

(1)使用者や、その関係者が当施設を使用するに際し、設備・備品等を含む当施設の一切に対し、汚損・紛失または破損した場合、また、残置物がある場合、使用者は運営者に対し、原状回復のための費用や、それに伴い運営者が被った損害を賠償していただきます。
(2)使用期間中、来場者や、その他、第三者に人身事故や物品盗難など損害が生じた場合、当施設の問題に起因する場合を除き、使用者は自らの責任と費用にて直接賠償してください。
(3)前(2)の場合、使用者は運営者の指示に従い、運営者の財産上の負担がないよう信用回復等の措置をとってください。また、運営者が第三者より、その責任を追及され、損害賠償を行った際、使用者は、その損害賠償に要した一切の費用を運営者へ支払わなければなりません。

第11条 諸官庁・機関への届出

(1)使用者は、当施設の使用に際し、法令に定められた事項を所轄の諸官庁・機関へ届け出を行い、その指示に従ってください。この場合、使用者は、届け出内容について事前に運営者の承諾を受け、かつ、諸官庁・機関からの指示の内容を運営者へ通知してください。
(2)万が一、届け出不備のため、使用不可能となった場合、運営者は一切の責任を負いません。
(3)以下の申請先例を参照ください。
・福井市消防局中消防署(開催届申請書など) ・福井警察署(道路使用許可、要人警備など)

第12条 その他

(1)運営者の事前承諾がない場合、使用者が催事にて使用いただけるスペースは「使用申込書」記載の使用可能施設のみとなります。ロビー・廊下・トイレ(一部、専用として使用を制限する場合があります)などは、共用スペースですので、他の使用者や来場者に迷惑をかけることがないよう、ご注意ください。
(2)運営者が必要と判断した場合、使用者に対して、会社案内や現在事項証明書、印鑑証明書など、運営者が指示した書類の提出を求めることができ、使用者は、これに従ってください。
(3)共用スペース、及び周辺で物を売り、また物品・ピラ配布、勧誘、演説、集会、示唆行為、その他、これに類する行為をすることはお断りします。
(4)未承認の看板、広告物等を掲出することはできません。
(5)所定の場所以外で、車両を駐車、駐輪、又は走行することはできません。
(6)所定の場所以外での喫煙は、禁止します。
(7)発煙を伴う器具の使用、その他、火災の危険を生じる恐れのある物品の持ち込みはお断りします。
(8)使用料金(施設使用料金、機材・備品の使用料金等)及び、本規約を含む使用に関する諸規則は、予告なしに変更する場合がございます。
(9)施設の飲食に関しては、本施設が指定する場所に限ります。但し、指定場所に関しても本施設外部からの持ち込みによる飲食は、禁止いたします。
(10)その他、本規約にない事項は、使用者が当施設を健全な目的のために円滑に使用することを第一義として、使用者と運営者が協議の上、運営者の指示に従ってください。

(以下余白)